



法改正情報 (改正があった労働・社会保険等の改正ポイントです)

●「高額療養費制度」の見直し案 — 厚労省が見直し案を示す

新聞報道によると、厚生労働省は、所得などに応じて医療費の患者負担分に上限を定める「**高額療養費制度**」の見直し案を社会保障審議会に示したそうです。

これまでの月額上限に加え、**年額上限**の設定も検討されているようです。

1. 「高額療養費制度」とは？

医療費は患者の「3割負担」が原則ですが、医療費が月100万円を超えるようなこともあるため、**一定額以上は保険給付でまかなう**「高額療養費制度」があります。

医療費の**自己負担が一定額を超えた場合**に超過分を払い戻す仕組みです。

2. 課税世帯を3分割

厚生労働省の見直し案では、**800万円以下**の課税世帯を**3分割**し、所得に対して医療費が重いとされる世帯の負担を軽減します。

月**8万100円**の上限を、「**年収300万円以下**」の世帯で**4万4,000円**に、「**年収300万円超～600万円未満**」の世帯で**6万2,000円**に、「**年収600万円以上**」の世帯で**8万円**とします。

また、月額上限とは別に、**年額上限**を設ける案も示しています。

3. 年額上限の内容は？

年額上限は、最も負担が重い**上位所得者**の場合が**99万6,000円**、一般所得者で「**年収300万円超**」の場合が**50万1,000円**、「**年収300万円以下**」の場合が**37万8,000円**、住民税非課税世帯の場合が**25万9,000円**となっています。

これらの見直しを実施すると、医療給付費が2015年度時点で**約3,600億円増える**と試算されているため、厚生労働省は、外来患者から**1回100円**(低所得者は1回50円)とする**窓口での追加負担**を新たに徴収することで、財源を生み出す考えです。

しかし、日本医師会などが強く反発しており、見直し案の実現には曲折も予想されます。また、高額療養費が増え続けた場合、保険料の引上げにもつながりかねません。

今後も増加が予想される医療費をどのように見直していくのか、政府の対応に注目が集まっています。

**12月の税務と労務の手続** (提出先・納付先)

- **10日**
 - 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
 - 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- **15日**
 - 勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書の提出<12月15日～1月25日> [労働基準監督署]
- **31日**
 - 固定資産税<都市計画税>の納付<第3期分> [郵便局または銀行]
 - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
 - 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- **本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで**
 - 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者(税務署)]
 - 給与所得者の保険料控除申告書<生命保険・損害保険・社会保険>
兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 [給与の支払者(税務署)]

**トピック** (最近の記事の中から労務管理上注目すべき情報を抜粋しました)● **大卒初任給20万2,000円、前年比2.3%増/厚労省調査**

厚生労働省は15日、2011年賃金構造基本統計調査結果(初任給)の概況を発表した。大卒者の初任給は20万2,000円で前年と比べ2.3%増加。男女別では、男性が20万5,000円、女性は19万7,900円でも対前年増減率2.3%増だった。

● **9月の現金給与総額、前年比0.4%減少/毎勤統計確報値**

厚生労働省が18日発表した9月の毎月勤労統計調査結果の確報値(規模5人以上)によると、現金給与総額は26万6,958円で前年と比べ0.4%減少した(速報値=26万7,948円)。総実労働時間は前年と同値の147.0時間(同147.4時間)、所定外労働時間は同1.0%増の10.0時間(同9.9時間)だった。

後記 ― どうなる? 「専業主婦」の年金制度見直し
 厚生労働省は、来年にも専業主婦の年金制度を見直す方針を示しています。社員の厚生年金と公務員の共済年金に関して、夫の保険料の半額を妻が負担したとみなし、夫と妻で年金を等分して給付します。ただ、厚生年金の加入者全体で専業主婦の分を負担することは変わりません。
 会社員や公務員を夫に持つ専業主婦は「第3号被保険者」と呼ばれ、保険料を支払わなくても基礎年金を受け取ることができます。このため、保険料を支払っている自営業者の妻などから「不公平だ」との批判を受けています。今回の見直し案は、婚姻期間中に夫が支払った保険料は夫婦が一緒に支払ったとみなし、主婦も保険料を納付したと位置付けることで不公平感を和らげるのがねらいで、他にも主婦に別途の保険料負担を求める、夫が追加で保険料を支払うなどの案も出ています。
 専業主婦が基礎年金を受け取ることができるとは、夫の他に、働く女性や単身者など厚生年金加入者全体で専業主婦の分を負担しているためです。
 今回の見直し案では、負担と給付の総額を変えないため、厚生年金の加入者全体で専業主婦の分を負担する実態は変わらないようです。
 現行制度では、妻は夫が死亡した場合に「遺族年金」を受け取ることができず、見直し案の導入後は自分の分だけしか受け取れなくなり、給付額は夫が生きていた場合の5割になります。夫は妻の分の保険料を支払っていますが、妻が先に死亡した場合、給付額は自分の分だけになり、実質的に減ってしまう可能性があります。